

地域協働かわらばん

つながる



(輪・和・WA…)

第12号(平成24年10月1日発行)
発行:盛岡市地域協働推進事務局〒020-8530 盛岡市内丸12-2
TEL651-4111(内線3851)E-mail
chiikikyodo@city.morioka.iwate.jp

1 平成24年度地域協働実施地区の募集(第2期)について

平成24年度地域協働実施地区の第2期募集を次のとおり実施します。

1 実施地区の対象区域

コミュニティ推進地区(市内30地区)単位とします。

2 応募団体の要件

現在ひとつのコミュニティ推進地区全域を対象に事業又は活動を行っている団体(町内会・自治会等により構成される団体に限る。)とします。

3 実施地区の取組

実施地区では、地域の多様な主体で構成する地域協働を推進するための組織(以下「地域づくり組織」という。)を設置し、「地域づくり計画」の策定に取り組みます。また、策定された計画に基づき、次年度以降に実際の活動に取り組むこととなります。

4 募集期間及び方法等

(1) 募集期間

平成24年10月1日(月)～10月31日(水)まで
土曜・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後
5時までとします。



(昨年の計画づくりの様子)

(2) 提出書類の配布場所

市役所別館8階地域協働推進事務局, 玉山総合事務所総務課, 都南総合支所で配布するほか、盛岡市ホームページに掲載します。

5 市の支援

(1) 地域づくり計画策定費補助金の交付

地域づくり計画の策定に要する経費に対して、30万円を上限として「地域づくり計画策定費補助金」を交付します。

(2) 地域づくり計画に基づく事業費補助金の交付(計画策定の翌年度から)

地域づくり組織が、地域づくり計画に基づく事業や活動に要する経費及び運営費を補助します。

補助額は、地区内の人口に応じて毎年度上限60～180万円です。

2 地域づくり支援員を配置しました

新たに地域協働に取り組む渋民，東厨川，巻堀姫神の各地区の活動を支援するため、「地域づくり支援員」を配置しました。



(辞令交付式の様子)

地域づくり支援員は，地域協働に取り組む地区ごとに2名ずつ配置したほか，3地区の地域づくり支援員を総括する総括支援員も，1名が配置しました。

地域づくり支援員は，各地区での計画づくりや活動への助言を行うとともに，地域と市のパイプ役を担うこととなります。

3 第3回地域協働講座を開催しました

地域協働の理解を深めていただく地域協働講座の第3回を開催しました。

今回の講座は，「ファシリテーションスキルを学ぶ」をテーマに開催され，話題等の認識を一致させ，地域の多様な意見を引き出し，整理していくための技術を学びました。

講座では，数多く寄せられる意見を，「価値」あるものとして活かせるかは，リーダーやファシリテーター次第であること，課題を発見し，整理して，改善できることから取り組むことが大切であること，同じ対象を見ていても，立場や位置が異なることで違うものに見えることなどを，グループワークを通じて学びました。

参加者の方からは，「さまざまな意見を大切にすることが必要なことが理解できた。」といった感想が寄せられました。



(グループワークの様子)

今月の1コマ



今月は，本宮地区交通事故防止総決起大会の様子です。本宮地域協働協議会では，急増する地区内の交通事故防止の呼びかけを目的に，各町内会の役員や交通安全リーダー，地域内の企業等約170名が出席し，初の交通事故総防止決起大会を9月21日に開催しました。

大会では，地区内の交通事故の発生状況の報告や，大宮中学校の生徒が交通安全の誓いを述べるなど，地域のみんなで安全・安全なまちづくりへの意識を高めました。